

平成 30 年 度 施 行

業 務 説 明 書
(公 示 用)

業務名

がけ地対策調査検討業務

札幌市都市局市街地整備部宅地課

特記仕様書

1. 資格要件

① 管理技術者の資格

「管理技術者」とは、業務の履行について技術上の管理を司るもので、受託者が定め委託者に通知したものをいう。

管理技術者は、技術士[建設部門](土質及び基礎)、(河川、砂防及び海岸・海洋)、[総合技術管理部門](建設)、RCCM[河川、砂防、海岸・海洋]、[地質]、[土質及び基礎]のいずれかの資格保有者。

② 点検技術者の資格

受託者は、点検業務の実務を行なう「点検技術者」を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。なお、点検技術者は複数通知できるものとする。

点検技術者は、技術士[建設部門](土質及び基礎)、[総合技術管理部門](建設) RCCM[地質]、[土質及び基礎]の資格保有者。又は、地質調査業務等について(大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上)実務経験を有する者。

③ 資格について

技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とし、業務着手時に、資格者であることを証明できる書類(登録証の写し)を提出すること。

2. 土地立ち入り等

① 第三者の土地への立ち入りに当っては、あらかじめ「土地立入証(身分証明証) 交付願い」(様式1)を委託者に提出し「身分証明書」の交付うけ、現地立会に際しては、これを常に携帯しなければならない。また、立入作業終了後、10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

② 受託者は、点検のために第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけるはならない。

③ 点検のため宅地又は垣根、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者の了解を得なければならない。

④ 点検上やむを得ず立木の伐採をする等の必要が生じた場合は、協議の上実施するものとする。

3. 貸与資料

① 「H29年度 かけ地対策調査検討業務」及び過年度作成資料については、札幌市が貸与するものとする。

② 札幌建設管理部発注の土砂災害危険個所点検調査およびその関連資料は、札幌市が札幌建設管理部事業課より借受けたものを貸与するものとする。

4. 現地調査

① 現地調査は斜面や施設・保全対象人家等の状況を目視により把握することを主眼とするが、住民からの情報が得られた場合には必要に応じてカルテの内容に反映させる。

② 斜面の状況の内、斜面の変状(肌落ち、小落石、ガリー浸食、洗掘、陥没、はらみ出し、根曲り、倒木、亀裂等)や表面の被覆状況、湧水の状況、対策工の変状については特に注意する。保全対象人家に変更がある場合にも確実に調査する。

③ 災害に至る要因が明らかに認められる箇所、現在災害に至る要因は認められないものの当面監視が必要な箇所について、カルテ3に記載する。

④ 写真撮影を実施するとともに既存の平面図かスケッチ平面図に情報を記載するほか、代表的な断面もスケッチし情報を記載しておく。これらの結果はカルテ1、3および4の作成に利用する。

5. がけ地カルテ新規作成

- ① がけ地の危険度を把握し、定期的及び緊急時の点検の際に活用するためにがけ地カルテを作成する。
- ② がけ地カルテは「斜面カルテの作成要領」（平成10年6月、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構）に従って作成する。ただし斜面カルテ2は作成しない。
- ③ カルテ1の作成について、H12急傾斜地崩壊危険箇所等点検調査の現地調査表及び関連資料（北海道空知総合振興局札幌建設管理部）より転記する事を基本とするが、現地調査結果により必要に応じて修正する。
- ④ カルテ3の作成について、斜面状況及び点検の際に着目する点について、箇条書きにコメントする。コメントには番号を付し、添付する平面図に対応させる。平面図は、前述したコメントの対応箇所を明示するほか写真撮影位置・方向も記入する。また崩壊地や湧水箇所は着色等で確実に記入する。
- ⑤ カルテ4において、現地調査で撮影した写真の整理をおこなうものとする。写真毎に注意すべき変状状況等についてコメントを記入する。写真には、車のナンバー等の個人情報が見えないようにし、写ってしまった場合はぼかし処理等をする。

6. がけ地カルテ修正（経過観察）

- ① 過去にがけ地カルテを作成した箇所の内、危険度・想定被害度の高いがけ地の経過観察を行うものである。
- ② がけ地カルテは「斜面カルテの作成要領」（平成10年6月、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構）に従って作成する。ただし斜面カルテ2は作成しない。
- ③ カルテ1、3、4の作成については、基本的にはがけ地カルテ新規作成と同じとするが、必要に応じて過年度の着目箇所等について斜面状況の変化をコメントする。また、新たに変状が見つかった場合、その旨を記載する。

7. 打合わせ協議

- ① 業務の履行に当たって実施する打合わせ協議は業務着手時、中間打合わせ3回、成果品納入時の5回行うものとする。

8. 書類等に関する事項

- ① 本業務委託に係る業務計画書及び業務工程表を作成し保存するとともに、契約の締結後速やかに提出すること。
- ② 業務の進捗を報告するため、「業務報告書」（様式2）に業務月報（様式3）を添付し、翌月始めに担当職員に提出するものとする。
- ③ 受託者及び担当職員は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合わせ簿（様式4）で行わなければならない。なお、打ち合わせ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。

9. 電子納品について

- ① 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用ガイドライン（案）〔土木業務編〕：（以下、「ガイドライン」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- ② 成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で2部提出する。「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「ガイドライン」に基づいて行うものとする。
- ③ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

10. 提出成果品

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 各点検項目におけるがけ地カルテ（印刷物） | 2 部 |
| ② 上記成果品の電子データ（CD-R・DVD等） | 1 式 |

11. その他

- ① 本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- ② 作業上の必要性から、貸与した資料並びにデータ等は全て作業完了と同時に返却しコピー等を受託者が所有してはならない。
- ③ 本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してはならない。
- ④ 業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合には、監督員と協議すること。
- ⑤ 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

カルテ新規作成

番号	区名	箇所番号	区名
1	手稲区	I-0-H30-1	札幌宮の沢6条1丁目
2	西区	I-0-H30-2	札幌西野4条9丁目
3	西区	II-0-H30-3	札幌西野5条10丁目
4	西区	I-0-H30-4	札幌山の手6条9丁目
5	中央区	I-0-H30-5	札幌宮の森2条15丁目
6	中央区	I-0-H30-6	札幌宮の森2条16丁目1
7	中央区	I-0-H30-7	札幌宮の森1条16丁目1
8	中央区	I-0-H30-8	札幌宮の森1条17丁目
9	南区	I-0-H30-9	札幌川沿15条2丁目
10	南区	II-0-H30-10	札幌石山31
11	南区	I-0-H30-11	札幌石山32
12	南区	I-0-H30-12	札幌常盤2条2丁目
13	南区	I-0-H30-13	札幌常盤3条1丁目
14	南区	I-0-H30-14	札幌石山33
15	南区	II-0-H30-15	札幌常盤5条2丁目1
16	南区	I-0-H30-16	札幌真駒内26
17	南区	II-0-49-49	札幌藻岩山1

* 別添図あり

カルテ修正

番号	区名	箇所番号	箇所名
1	中央区	I-0-55-55	札幌宮の森15
2	中央区	I-0-56-56	札幌円山西町1
3	中央区	I-0-67-67	札幌円山1
4	中央区	I-0-68-68	札幌円山2
5	中央区	I-0-113-113	札幌藻岩山5
6	中央区	I-0-114-114	札幌藻岩山6
7	豊平区	I-0-94-94	札幌平岸1条20丁目
8	南区	I-0-127-127	札幌川沿町1
9	南区	I-0-203-203	札幌澄川5条5丁目1
10	南区	I-0-204-204	札幌澄川5条5丁目2
11	南区	I-0-574-2992	札幌澄川5条8丁目
12	西区	I-0-26-26	札幌西野9
13	西区	I-0-31-31	札幌福井2
14	南区	I-0-120-120	札幌北の沢3丁目
15	清田区	I-0-237-237	札幌真栄5条3丁目
16	清田区	II-0-174-174	札幌有明17
17	清田区	II-0-182-182	札幌清田2

* 土砂災害防止法の指定箇所による

カルテ作成箇所集計(H30)

分類(延長)		新規作成	修正		
			修正	観察	点検
A	100m未満	8	0	0	0
B	100m以上 200m未満	8	1	1	2
C	200m以上 300m未満	1	0	3	0
D	300m以上 400m未満		0	4	0
E	400m以上 500m未満		0	2	0
F	500m以上 600m未満		0	2	0
G	600m以上		0	1	1
合計		17	1	13	3

課長	係長	係

業務月報報告書

委託業務番号

業務名

受託者 (住所)

(氏名)

履行期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記業務にともなう業務月報を別紙のとおり提出いたします、

業務月報提出期間

自 : 平成 年 月 日

至 : 平成 年 月 日

【受託者】 主任技術者 (印)

【委託者】 業務主任技術職員 (印)

業務員技術職員 (印)

業 務 月 報

業務累積日数 日

委託業務番号

業 務 名

期 間			主任技術者 氏 名	印		
作 業 内 容	作 業 量	作 業 内 容	作 業 量	作 業 状 況		
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			
	当月 % 累計 %		当月 % 累計 %			

※1 A4版(縦長)とする。

※2 当該業務における主要作業項目を全て記載し、当月に作業を行った項目について当月・累計を記入し、それ以外については累計のみ記入する。

様式4

打ち合わせ簿

[確認・指示・承諾・協議]

業務名		担当職員		業務主任	業務員
		署名			
受託者名		役職名		主任技術者	担当技術者等
		署名			
		協議年月日		平成年月日	
記載者					
協議事項					
合意事項					
協議簿最終取交し日		平成	年	月	日
		協議簿通し番号 No.			

平成30年度施行

業務説明書(見積参考)

業務名

がけ地対策調査検討業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

(平成30年度9月 単価)

札幌市都市局市街地整備部宅地課

業 務 費 内 訳

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額 (円)	摘 要
業務委託							
	計画準備		式	1			内訳書No.1
	打合せ協議		式	1			内訳書No.2
	防災カルテ による点検		式	1			内訳書No.3
	防災カルテ 作成		式	1			内訳書No.4
	防災カルテ 修正・報告書 作成		式	1			内訳書No.5
直接人件費計							
直接経費 (積上)							
	事務用品費		式	1			
	電子成果品 作成費		式	1			
	旅費・交通費		箇所	192			単価算出調書No.13
直接経費計							
間接業務費							
	その他原価		式	1			
間接業務費計							
	一般管理費等		式	1			
業務価格							
	消費税等相当額						
業務委託料							

計画準備内訳書

一金 _____ 円

内 訳						第 1 号 内 訳 書
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画準備		業務	1			単価算出調書No.1
合 計						

打合せ協議内訳書

一金 _____ 円

内 訳						第 2 号 内 訳 書
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ協議		業務	1			単価算出調書No.2
合 計						

防災カルテ作成内訳書

一金 _____ 円

内 訳 第 4 号 内 訳 書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
防災カルテ作成		箇所	17			単価算出調書No.11
合 計						

防災カルテ修正・報告書作成内訳書

一金 _____ 円

内 訳 第 5 号 内 訳 書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
防災カルテ修正 ・報告書作成		箇所	17			単価算出調書No.12
合 計						

札 幌 市

単 価 算 出 調 書

No.1

No.	細 目	単 位	単 価	積 算 の 基 礎	適 用
1	計画準備	業務	円	主任技師 1.00 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-10
				技師A 1.00 人 × 円/人 = 円	
				技師C 1.50 人 × 円/人 = 円	
				計 円/業務	
2	打合せ協議 計5回	業務	円	主任技師 2.50 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-1
				技師A 2.50 人 × 円/人 = 円	
				技師B 2.50 人 × 円/人 = 円	
				計 円/業務	
3	防災カルテによる点検 (落石・崩壊) (丘陵地・低山地)	箇所	円	技師C 1.50 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-11
				技術員 1.00 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
				円 ÷ 10箇所 = 円/箇所	
4	防災カルテによる点検 (落石・崩壊)(丘陵地・低山地) 延長100m未満	箇所	円	技師C 3.00 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-11
				技術員 2.00 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
				円 ÷ 10箇所 = 円/箇所	
5	防災カルテによる点検 (落石・崩壊)(丘陵地・低山地) 延長100m以上200m未満	箇所	円	技師C 6.00 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-11
				技術員 4.00 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
				円 ÷ 10箇所 = 円/箇所	
6	防災カルテによる点検 (落石・崩壊)(丘陵地・低山地) 延長200m以上300m未満	箇所	円	技師C 9.00 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-11
				技術員 6.00 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
				円 ÷ 10箇所 = 円/箇所	
7	防災カルテによる点検 (落石・崩壊)(丘陵地・低山地) 延長300m以上400m未満	箇所	円	技師C 12.00 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-11
				技術員 8.00 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
				円 ÷ 10箇所 = 円/箇所	
8	防災カルテによる点検 (落石・崩壊)(丘陵地・低山地) 延長400m以上500m未満	箇所	円	技師C 15.00 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-11
				技術員 10.00 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
				円 ÷ 10箇所 = 円/箇所	
9	防災カルテによる点検 (落石・崩壊)(丘陵地・低山地) 延長500m以上600m未満	箇所	円	技師C 18.00 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-11
				技術員 12.00 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
				円 ÷ 10箇所 = 円/箇所	
10	防災カルテによる点検 (落石・崩壊)(丘陵地・低山地) 延長600m以上	箇所	円	技師C 21.00 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-11
				技術員 14.00 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
				円 ÷ 10箇所 = 円/箇所	
11	防災カルテ作成 (落石・崩壊)	箇所	円	技師A 1.00 人 × 円/人 = 円	平成29年度北海道建設 部土木事業委託積算 基準 計道調-51
				技師C 1.80 人 × 円/人 = 円	
				技術員 1.80 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
12	防災カルテ修正 ・報告書作成	箇所	円	技師A 0.50 人 × 円/人 = 円	平成29年度国土交通 省設計業務等標準積 算基準書4-1-11
				技師C 0.50 人 × 円/人 = 円	
				技術員 0.50 人 × 円/人 = 円	
				計 円/10箇所	
				円 ÷ 10箇所 = 円/箇所	

札 幌 市

